

(照会代表窓口)
社会保険業務センター
企画調整課 寺西、榎本
電話直通 5344-1109

平成19年4月13日
社会保険庁

社会保険業務センターにおける事務処理誤り等について

社会保険業務センターでは、2ヶ月に一度の定期支払毎に約4000万件の年金支払業務のほか、毎月約400万件の受給者等の方々からの届出や相談に係る業務を行っていますが、判明した標記新規事案について随時公表を行い、再発防止に努めることとしています。

また、詳細については、社会保険業務センターつうしんに掲載し、職員に周知徹底することとしています。

<事案1> 老齢基礎年金の繰上げ請求にかかる給付誤り

① 概要

特別支給の老齢厚生年金の受給権が60歳前に発生する方（坑内員・船員期間を15年以上有している昭和29年4月1日以前生まれの方）が、60歳到達前から引き続き在職している間に、老齢基礎年金の繰上げ請求を行った場合、老齢基礎年金の計算の基礎となる被保険者期間は、本来であれば、60歳到達前の在職期間を反映して計算すべきところを、これを反映せず計算しているため未払いが生じていることが、内部調査により判明した。

② 原因

年金給付システムのプログラムに一部不具合があったことによる。

③ 影響

2件（未払い額 約16万円、約8千円）

④ 対応

対象者の方には、個別にお詫びの手紙及び正しい通知書を送付するとともに、速やかに未払い分を支払った。

<事案2> 年金給付サーベイランスシステムによる調査分析

① 概要及び対応

社会保険業務センターにおいては、定期的に年金給付サーベイランスシステムにより新規事案を検証するとともに、継続事案の適切な処理を進めているが、今般、支払額が妥当であるかの毎月の検証を行った結果、新たに未支給年金請求書の入力誤り等が確認され過払いが生じたことから、対象者の方に事情を説明し謝罪するとともに、過払い分の返済方法について相談したうえで、納入告知書を送付した。

② 影響

3件（過払い額 約9万円、約6万円、約2万円）